

第5編 事故災害対策計画

第1節 海上災害対策計画

I 海難対策計画

第1 基本方針

船舶の衝突、乗揚、転覆、火災、爆発、浸水、機関故障等の海難の発生による多数の遭難者、行方不明者、死傷者等が発生し、又はまさに発生しようとしている場合に、早期に初動体制を確立して、その拡大を防御し、被害の軽減を図るため、防災関係機関等が実施する各種の予防、応急対策に関する計画は、次のとおりとする。

第2 災害予防

関係機関は、それぞれの組織を通じて相互に協力し、海難の発生を未然に防止し、又は被害を軽減するため必要な予防対策を実施するものとする。町は(3)に示す関係機関と互いに連携し、予防対策を行うものとする。

(1) 船舶所有者等（船舶所有者、管理者、占有者等を含む。）、漁業協同組合

ア 気象情報の把握に努め、海難を未然に防止するため必要な措置を講ずるものとする。

イ 職員の非常参集体制、応急活動のためのマニュアルの作成等、応急体制を整備するものとする。

ウ 関係機関と相互に連携して実践的な防災訓練を実施し、海難発生時の活動手順、関係機関との連携等について徹底を図るとともに、体制の改善等、必要な措置を講ずるものとする。

エ 船舶の火災等に備え、必要な消防力を整備するとともに自衛消防隊の組織化に努めるものとする。

(2) 北海道運輸局、第一管区海上保安本部、北海道、北海道警察、市町村（消防機関）

ア 迅速、かつ、的確な災害情報の収集・連絡を行うための体制の整備を図るものとする。

イ 海難発生時における緊急情報連絡を確保するため、平常時から災害対策を重視した通信設備の整備・充実に努めるものとする。

ウ 職員の非常参集体制・応急活動のためのマニュアルの作成等、応急体制を整備するものとする。

エ 海難発生時における応急活動等に関し、あらかじめ協定の締結を行う等、平常時から関係機関相互の連携体制の強化を図るものとする。

オ 海難発生時の救急、救助、救護に備え、資機材等の整備促進に努めるものとする。

カ 関係機関と相互に連携して実践的な防災訓練を実施し、海難発生時の活動手順、関係機関との連携等について徹底を図るとともに、体制の改善等、必要な措置を講ずるものとする。

キ 船舶所有者及び船長に対し、次により気象情報の把握に努め荒天に際しては、早期避難、避泊を図ることを指導するとともに、漁業協同組合に対し、気象情報の常時把握と組合員に対する迅速な伝達組織の確立を図ることを指導するものとする。

(7) 漁業気象通報及び天気予報等の放送を聴取し、周辺海域の気象状況の把握に努める。

(4) 漁業無線局の気象通報は、各出漁船に対し、最も適切にその状況を伝えるので、必ず聴取するとともに、荒天に対処する海上保安部からの警告指導が出た場合は、速やかに適切な措置を講ずる。

ク 法令の定めるところにより適切な予防対策を講ずるほか、公益社団法人北海道海難防止・水難救済センターとともに、船舶所有者及び乗組員に対し次の事項を指導するものとする。

(7) 船体、機関、救命設備（救命用具、信号用具、消防設備等）及び通信施設の整備

(4) 気象状況の常時把握と適正な準備体制の確立

(7) 漁船乗務員の養成と資質の向上

(5) 小型漁船の集団操業の励行と相互救護体制の強化

(4) 海難防止に対する意識の高揚

ケ 第一管区海上保安本部及び北海道運輸局は、次の事項に留意し、随時立入検査等を行い、船舶所有者及び船長に対し、適切な指導を行うものとする。

(7) 海技従事有資格者の乗船確認

(4) 無線従事有資格者の乗船確認

(7) 救命器具並びに消火器具等の設備の確認

(3) 関係機関、団体名

網走開発建設部網走港湾事務所	0152-44-5251
網走海上保安署	0152-44-9118
釧路海運支局	0154-22-5161
小清水町	0152-62-2311
斜里地区消防組合消防署小清水分署	0152-62-2851
網走地方气象台	0152-43-4348
北見労働基準監督署	0157-23-7406
北海道漁業協同組合連合会北見支店	0158-24-3125
北見漁船保険組合	0152-44-6221
オホーツク総合振興局	0152-41-0625
網走漁業協同組合	0152-43-3121

第3 災害応急対策

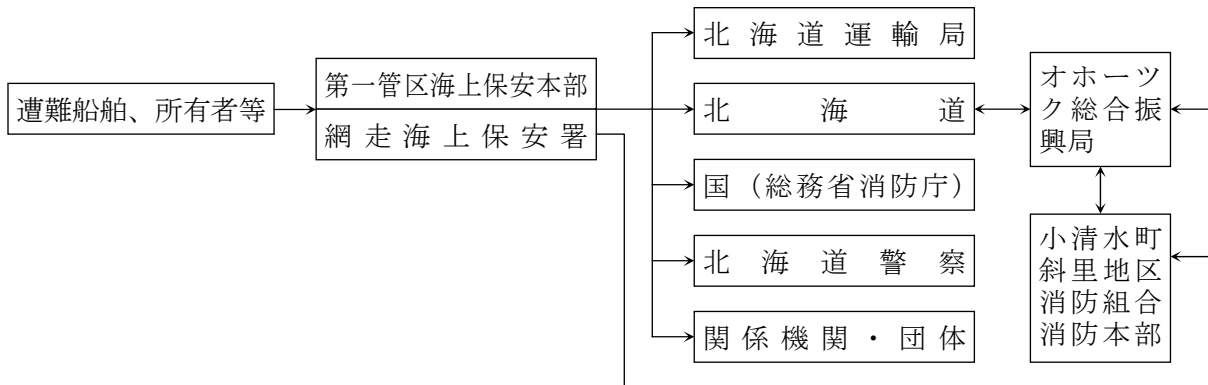
1 情報通信の実施

海難が発生し、又はまさに発生しようとしている場合の情報の収集及び通信等は次により実施する。

(1) 情報通信連絡系統

海難が発生し、又はまさに発生しようとしている場合の連絡系統は次のとおりとする。

情報通信連絡系統図



(2) 実施事項

町は、他の防災関係機関と連携して情報収集に努めるとともに、把握した情報について迅速に他の関係機関に連絡し、情報の共有化、応急対策の調整等を行う。

2 災害広報の実施

正確な情報を迅速に提供することにより混乱の防止を図るため、被災者の家族、旅客及び地域住民等に対して行う災害広報は、第2編第2章第4節「災害広報・情報提供計画」によるほか、次により実施する。

- (1) 海難の状況
- (2) 家族等、旅客及び乗組員等の安否情報
- (3) 医療機関等の情報
- (4) 町及び防災関係機関の応急対策に関する情報
- (5) その他必要な事項

3 応急活動体制の確立

防災関係機関は、海難が発生し、又は発生するおそれがある場合、その状況に応じて応急活動体制を整え、防災関係機関と連携をとりながら、その所管に係る災害応急対策を実施する。

4 搜索活動

海難船舶の搜索活動は、防災関係機関が相互に密接に協力の上、漁業協同組合、水難救難センターの協力を得て、それぞれ船舶、ヘリコプターなどを活用して行う。

5 救助救出活動

海難発生時における救助救出活動については、第2編第2章第10節「救助救出計画」によるほか、次により実施する。

(1) 網走海上保安署

ア 海難の際の人命、積荷及び船舶の救助並びに天災地変その他救済を必要とする場合に、救助を行う。

イ 海上保安署以外の者で、海上で人命、積荷及び船舶の救助を行う者を監督する。

ウ 防災関係機関の救助活動を調整する。

(2) 斜里警察署

警察官は救護の業務について町長を助け、町長が現場にいない場合は、町長に代わってその職務を行う。

(3) 小清水町

遭難船舶を発見したときは、網走海上保安署及び斜里警察署に連絡する。

(4) 斜里地区消防組合消防署小清水分署

救護のため必要があるときは、住民を招集し、船舶、自動車その他の物件を徴用し、又は他人の所有地を使用し、救助の指揮を行うこと。

(5) 網走漁業協同組合

常時、所属出漁船の動静を把握し、海難発生時には、適切な指示を与えるとともに、関係機関に対し、速やかに通報する。

(6) 北海道漁船海難防止・水難救済センター網走支部

網走海上保安署長及び町長から要請があった場合、又は自ら海難を認知した場合は、人命若しくは船舶を救助する。

6 医療救護活動

海難発生時の医療救護活動については、第2編第2章第11節「医療救護計画」により実施する。

7 行方不明者の捜索及び遺体の収容等

町及び防災関係機関は、海難発生時における行方不明者の捜索、遺体の収容、埋葬等について第2編第2章第27節「行方不明者の捜索及び遺体の収容処理埋葬計画」により実施する。

8 交通規制

海上災害時における交通規制については、第2編第2章第16節「交通応急対策計画」により実施する。

9 ヘリコプターの要請

海難発生時におけるヘリコプターの出動要請については、第2編第2章第9節「ヘリコプター等活用計画」により要請する。

10 自衛隊派遣要請

海難発生時における自衛隊派遣要請については、必要がある場合には、第2編第2章第7節「自衛隊派遣要請依頼及び派遣活動計画」により、自衛隊に対して災害派遣を要請する。

- (1) 海上保安庁長官等法令で定める者は、海難の規模や収集した被害情報から判断し、必要がある場合には、自衛隊に対し災害派遣を要請するものとする。
- (2) 海上保安庁長官等法令で定める者は、自衛隊への派遣要請が迅速に行えるよう、あらかじめ要請の手順、連絡先等について必要な準備を整えておくものとする。

11 広域応援

海難事故の規模により単独では十分な災害応急対策を実施できない場合は、第2編第2章第8節「広域応援・受援計画」の定めるところにより、応援を要請する。

II 流出油等対策計画

第1 基本方針

船舶の衝突、乗揚、転覆、火災、爆発、浸水、機関故障等の海難事故により船舶からの油等の大量流出等による著しい海洋汚染、火災、爆発等が発生し、又はまさに発生しようとしている場合に、早期に初動体制を確立して、その拡大を防御し、被害の軽減を図るため、防災関係機関等が実施する各種の予防、応急対策については、次のとおりとする。

第2 災害予防

関係機関は、それぞれの組織を通じて相互に協力し、海難事故等による油等の海上流出等を未然に防止し、又は被害を軽減するため必要な予防対策を実施する。

1 各行政機関の個別の実施事項

- (1) 網走開発建設部
 - 港湾及び航路の直轄工事の計画、施工に関して防災上留意すべき事項に配慮する。
- (2) 網走海上保安署
 - ア 防災活動を適切・効果的に実施するため、次に掲げる資料の収集及び調査研究を行う。
 - (ア) 油等大量流出事故による災害発生状況及び災害の教訓等に関する資料
 - (イ) 油等大量流出事故による災害発生の予想に関する資料
 - (ウ) 港湾状況（特に避難港、避泊地、危険物の荷役場所、貯木場、はしけ溜り等の状況）
 - (エ) 防災施設・器材等の種類・分布の状況等救助に必要な器材能力の基礎調査

- イ 防災に関し関係機関・報道機関等と緊密な連絡をとり、次により関係者を指導啓発する。
- (7) 海難防止運動、防災の日等の諸行事における防災に関する講演会の開催、防災参考資料の配布等
 - (4) 在港船舶に対する臨船指導
- ウ 海事関係法令の遵守の徹底を図るため、日常業務において、一般船舶、特にタンカー及び危険物積載船舶等に対する立入検査を実施して、海難の未然防止に努める。
- (7) 船舶安全法に基づく安全基準の遵守
 - (4) 船舶職員法、船員法等乗組員に関する法令の遵守
 - (7) 港則法、海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律並びに危険物船舶運送及び貯蔵規則等に関する法令の遵守
- (3) オホーツク総合振興局
町及び防災関係機関が行う予防対策の連絡調整を実施する。
- (4) 小清水町、斜里地区消防組合
- ア 油類積載船舶の接岸荷役の安全を確保するため、岸壁及びその付属施設（防舷材、けい船柱）等の改修、岸壁水深の維持に努める。
- イ 大量の危険物荷役中の警備及び監視を厳重にし、火気及び立入禁止の徹底を図る。
- ウ 船舶所有者等、漁業協同組合に対し、荷役について次のとおり指導する。
- (7) 荷役は油槽所等の保安担当職員の指導監督の下に行うこと。
 - (4) 消火器具の配備
 - (7) 油流出事故の予防対策及び化学消火剤等の配備
 - (5) 立入禁止、火気厳禁の標示の徹底
- エ 防災関係機関と相互に、入船船舶の危険物積載の状況等、消防活動上あらかじめ掌握しておくことが必要と認められる資料及び情報を交換する。

2 船舶所有者等の実施事項

- (1) 気象情報等を把握し、海上等の流出油等災害を未然に防止するため必要な措置を講ずる。
- (2) 職員の非常参集体制、応急活動マニュアルの作成等、応急体制を整備する。
- (3) 災害時の油等の大量流出等に備え、化学消火剤、油処理剤、オイルフェンス等の資機材の整備促進に努める。
- (4) 防災関係機関と相互に連携して実践的な防災訓練を実施し、災害時の活動手順、防災関係機関との連携等について徹底を図る。

第3 災害応急対策

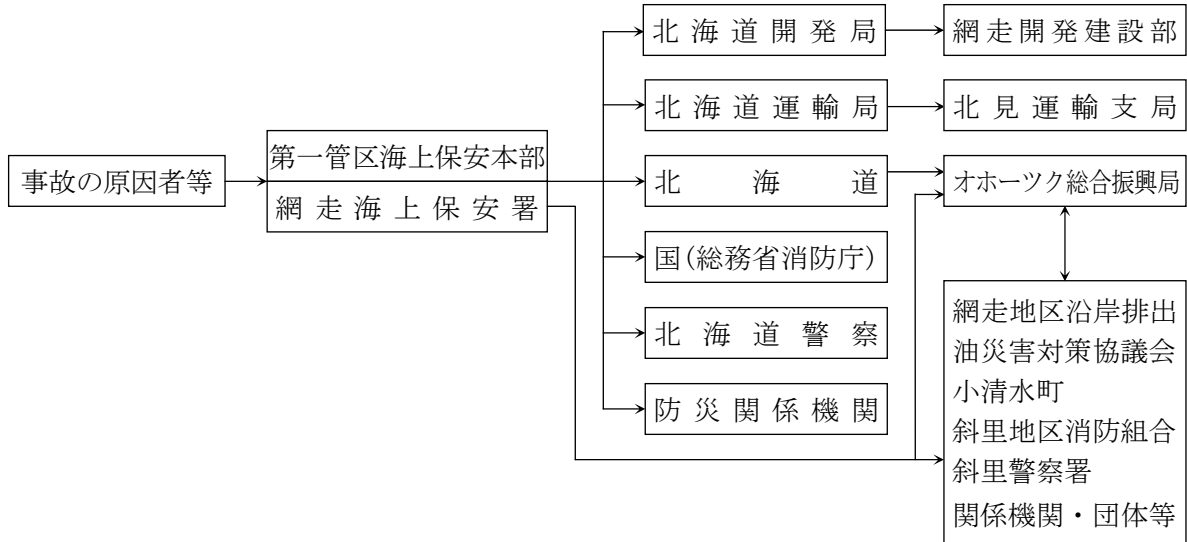
1 情報通信の実施

油等の大量流出事故が発生し、又はまさに発生しようとしている場合の情報の収集及び通信等は次により実施する。

(1) 情報通信連絡系統

油等の大量流出事故が発生し、又はまさに発生しようとしている場合の連絡系統は次のとおりとする。

情報通信連絡系統図



(2) 実施事項

町は、情報収集に努めるとともに、把握した情報について迅速に他の関係機関に連絡し、情報の共有化、応急対策の調整等を行う。

2 災害広報の実施

正確な情報を迅速に提供することにより混乱の防止を図るため、旅客及び地域住民等に対して行う油等大量流出事故災害時の広報は、第2編第2章第4節「災害広報・情報提供計画」によるほか、次により実施する。

- (1) 油等大量流出事故災害の状況
- (2) 町及び防災関係機関の災害応急対策に関する情報
- (3) 海上輸送復旧の見通し
- (4) 避難の必要性等、地域に与える影響
- (5) その他必要な事項

3 応急活動体制の確立

(1) 防災関係機関は、油等大量流出事故災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、その状況に応じて応急活動体制を整え、防災関係機関と連携をとりながら、その所管に係る災害応急対策を実施する。

(2) 各機関の業務分担

ア 流出油対策

機 関 名	業 務 分 担
網走海上保安署	<ol style="list-style-type: none"> 1 情報の収集及び関係機関への伝達 2 巡視船艇、航空機の出動 3 関係機関に対する出動の要請 4 人員、資機材等の緊急輸送 5 遭難者の救助 6 原因者に対する応急対策の指導及び命令 <ol style="list-style-type: none"> (1) 油の流出防止 (2) 瀬取船等による油の抜き取り (3) 安全海域への移動 7 海面流出油の防除指導及び援助 <ol style="list-style-type: none"> (1) オイルフェンスの展張 (2) 油吸着材の散布及び回収 (3) 油処理材の散布 (4) 油回収機材（船）による回収 8 船舶交通の安全確保 <ol style="list-style-type: none"> (1) 出入港及び航行の制限又は禁止 (2) 火気使用の制限又は禁止 (3) 船舶の避難指示、勧告及び誘導 9 流出油海域の警戒及び拡散状況の調査 10 広報活動 11 その他の応急措置
網走地方气象台	<ol style="list-style-type: none"> 1 関連情報の収集及び関係機関への伝達 2 気象・海象の予測及び分担・評価 3 気象・海象状況の情報提供
小 清 水 町 斜里地区消防組 合消防本部	<ol style="list-style-type: none"> 1 情報の収集及び関係機関への伝達 <ol style="list-style-type: none"> (1) 油の漂着が予想される沿岸住民及び船舶に対する災害状況の周知及び火気使用の禁止 (2) 沿岸及び地先海面の巡回監視 (3) ガス検知の実施 (4) 警戒区域の設定 (5) 住民の避難指示及び誘導 2 沿岸住民に対する周知警戒 3 応急対策上必要な指示 4 防除作業の実施 5 漁具の移動、オイルフェンス展張等自衛措置の指導 6 浮流油、漂着油の防除措置の指導及び援助 7 港湾施設の使用制限 8 港湾建設業者等に対する指導、協力要請 9 備蓄資機材の搬出、輸送 10 その他の応急措置

<p>斜里警察署</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 情報の収集及び関係機関への伝達 2 警戒区域の設定及び民心安定のための広報活動 3 危険行為の取締り 4 応急資機材の緊急輸送協力及び交通規制 5 住民の避難指示 6 その他の応急措置
<p>網走漁業協同組合</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 組合員に対する情報の伝達 <ol style="list-style-type: none"> (1) 定置漁具等の移動、撤収 (2) オイルフェンスの展張 2 定置漁具等の移動、撤収などの自衛措置の実施 3 漁船による防除作業の協力 <ol style="list-style-type: none"> (1) 油吸着材の散布及び回収 (2) 油処理材の散布 (3) 油回収機材による回収 4 その他の応急措置
<p>事故当事者</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 関係機関への油災害状況の通報 2 人員、船艇の出動 3 資機材の搬出、輸送及び調達 4 応急対策の実施 <ol style="list-style-type: none"> (1) 油の流出防止 (2) 瀬取船等による油の抜き取り (3) 安全海域への移動 5 海面流出油の防除作業の実施 <ol style="list-style-type: none"> (1) オイルフェンスの展張 (2) 油吸着材の散布及び回収 (3) 油処理剤の散布 (4) 油回収機材（船）による回収 6 サルベージ、その他防除作業機関に対する諸手配の実施 7 海上保安部等の指示に基づく諸作業の実施 8 その他の応急措置
<p>その他の防除団体等</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 情報の収集及び関係機関への伝達 2 人員、資機材、船舶等の動員及び施設の提供 3 人員、資機材等の緊急輸送 4 応急対策の実施 <ol style="list-style-type: none"> (1) 油の流出防止 (2) 瀬取船等による油の抜き取り (3) 安全海域への曳航 5 海面流出油の防除作業の実施 <ol style="list-style-type: none"> (1) オイルフェンスの展張 (2) 油吸着材の散布及び回収

	(3) 油処理剤の散布 (4) 油回収機材（船）による回収 6 その他の応急措置
--	--

イ 油火災等対策

機 関 名	業 務 分 担
網走海上保安署	1 情報の収集及び関係機関への伝達 2 巡視船艇、航空機の出動 3 関係機関に対する出動要請 4 人員、資機材等の緊急輸送 5 遭難者の救助 6 遭難船の救助 (1) 消 火 (2) 延焼防止 (3) 安全海域への移動又は曳航命令 7 船舶交通の安全確保 (1) 船舶の退去、進入中止命令、出入の禁止又は制限 (2) 火気使用の制限又は禁止 (3) 延焼のおそれのある船舶、海洋危険物管理施設等の使用、移動、処分又は使用制限 8 広報活動（総合連絡本部） 9 その他の応急措置
網走地方气象台	1 関連情報の収集及び関係機関への伝達 2 気象・海象の予測及び分担・評価 3 気象・海象状況の情報提供
小 清 水 町 斜里地区消防組 合消防本部	1 情報の収集及び関係機関への伝達 2 沿岸住民に対する周知及び警戒 (1) 延焼のおそれがある沿岸住民及び船舶に対する災害状況の周知 (2) 沿岸及び地先海面の巡回監視 (3) ガス検知の実施 (4) 警戒区域の設定 (5) 住民の避難指示及び誘導 3 応急対策上必要な指示 4 警戒の実施 5 消火活動の実施 6 備蓄資機材の搬出、輸送 7 港湾施設の使用の制限 8 その他の応急措置
斜 里 警 察 署	1 情報の収集及び関係機関への伝達 2 警戒区域の設定及び民心安定のための広報活動

	<ul style="list-style-type: none"> 3 危険行為の取締り 4 応急資機材の緊急輸送協力及び交通規制 5 住民の避難指示 6 その他の応急措置
網走漁業協同組合	<ul style="list-style-type: none"> 1 組合員に対する情報の伝達 2 漁船の避難指示 3 その他の応急措置
事故当事者	<ul style="list-style-type: none"> 1 関係機関への油災害状況の通報 2 消火若しくは延焼防止、人命救助のための応急措置の実施 3 現場付近の人、又は船舶に対する注意喚起 4 海上保安部の指示、命令に基づく対策の実施 5 その他の応急措置
その他の防除団体等	<ul style="list-style-type: none"> 1 情報の収集及び関係機関への伝達 2 自衛消火、応急措置の実施 3 資機材等の提供及び緊急輸送

4 消防活動

流出油等の海上火災発生時における消防活動は次により実施する。

(1) 網走海上保安署

速やかに巡視船艇により消火活動を行うとともに、必要に応じて斜里地区消防組合に協力を要請する。

(2) 斜里地区消防組合

火災状況等の情報収集に努め、網走海上保安署の消火活動に協力する。

5 避難措置

流出油等による火災、爆発により住民の生命及び身体の安全、保護を図るため必要がある場合は第2編第2章第5節「避難対策計画」により実施する。

6 交通規制

海上災害時における交通規制については、第2編第2章第16節「交通応急対策計画」により実施する。

7 ヘリコプターの要請

流出油の情報収集及び防災機関への情報提供を行うため、第2編第2章第9節「ヘリコプター等活用計画」により要請する。

8 自衛隊派遣要請

流出油等事故災害時における自衛隊派遣要請については、必要がある場合には、第2編第2章第7節「自衛隊派遣要請依頼及び派遣活動計画」により、自衛隊に対して災害派遣を要請する。

また、町は、自衛隊への派遣要請が迅速に行えるよう、あらかじめ要請の手順、連絡先等について必要な準備を整えておく。

9 広域応援

流出油等事故災害の規模により単独では十分な災害応急対策を実施できない場合は、第2編第2章第8節「広域応援・受援計画」の定めるところにより、応援を要請する。

10 危険物関係施設管理者及び水難救済会の協力

危険物関係施設管理者及び水難救済会は、流出油等防災対策上防災関係機関から要請があった場合、保有する諸資機材等をもって協力を行う。

11 防災ボランティアとの連携

流出油の防除作業等には多くの労働力が必要となる。それらの作業を実施する防災ボランティア団体等の受け入れ等については、第2編第2章第30節「防災ボランティアとの連携計画」により実施する。

第2節 航空災害対策計画

町内において、航空機の墜落炎上等により多数の死傷者を伴う大規模な事故（以下「航空災害」という。）が発生し、又はまさに発生しようとしている場合に、早期に初動体制を確立して、その拡大を防御し被害の軽減を図るため、町は、防災関係機関との連携を平常時から密にしておくことが必要である。

第1 災害予防計画

1 情報通信手段の整備

- (1) 災害発生時に直ちに災害情報連絡ができるよう通信手段の整備を図る。
- (2) 災害情報の収集を行うとともに、把握した情報について、迅速に他の防災関係機関に連絡し、情報の確認、共有化ができるよう体制づくりを図る。

2 災害広報体制の整備

災害応急対策の実施に当たり、正確な情報を迅速に提供し、被災者の家族及び地域住民等の混乱を防止するため、災害広報体制の整備充実を図る。

第2 災害応急対策計画

1 情報通信の実施

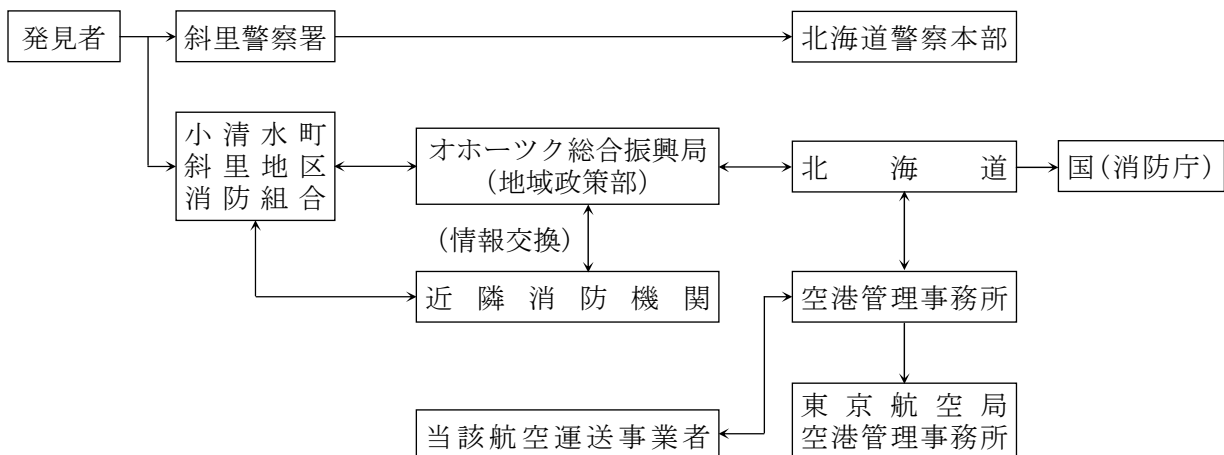
航空災害が発生し、又は発生するおそれがある場合の情報の収集及び通信等は、次により実施する。

(1) 情報通信連絡系統

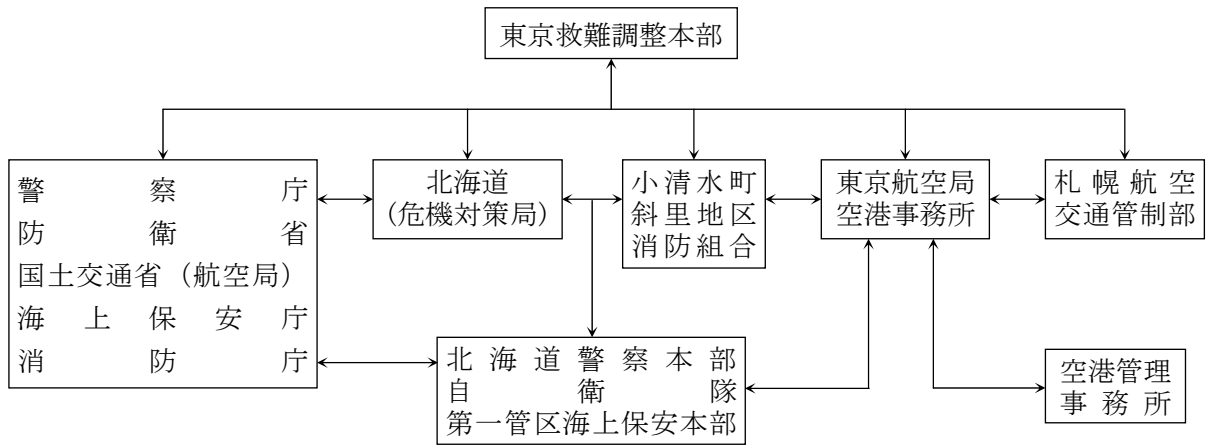
情報通信連絡系統は、次のとおりとする。

情報通信連絡系統図

ア 発生地点が明確な場合



イ 発生地点が不明な場合（航空機の搜索活動）



(注) 救難調整本部は、東京空港事務所に設けられる。

(2) 実施事項

災害発生時に直ちに災害情報連絡のための通信手段を確保し、災害情報の収集に努めるとともに、把握した情報については迅速に防災関係機関等に連絡し、情報の共有化、応急対策の調整等を行う。

2 災害広報の実施

正確な情報を迅速に提供することにより混乱の防止を図るため、被災者の家族及び地域住民等に対して行う災害広報は、第2編第2章第4節「災害広報・情報提供計画」によるほか、次により実施する。

- (1) 航空災害の状況
- (2) 家族等、旅客及び乗務員等の安否情報
- (3) 医療機関等の情報
- (4) 町及び防災関係機関の応急対策に関する情報
- (5) 航空輸送復旧の見通し
- (6) 避難の必要性など、地域に与える影響
- (7) その他必要な事項

3 応急活動体制の確立

航空災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、円滑・迅速な応急対策の実施を図るため、第1編第3章第4節「職員の動員計画」により災害対策本部を設置する等、応急活動体制を確立する。

4 救助救出活動

航空災害時における救助救出活動については、第2編第2章第10節「救助救出計画」により実施する。また、乗客等の救助を要する場合は、防災関係機関と協議して救助隊を編成し、救助に

必要な資機材を投入して迅速に救助活動を実施する。

5 医療救護活動

航空災害時における医療救護活動については、第2編第2章第11節「医療救護計画」により実施する。また、死傷者が発生した場合、医療機関、オホーツク総合振興局保健環境部保健行政室（網走保健所）等で編成する医療救護班を現地に派遣し、応急措置を施した後、あらかじめ指定した医療機関に搬送する。

6 行方不明者の搜索及び遺体の收容等

第2編第2章第27節「行方不明者の搜索及び遺体の收容処理埋葬計画」により、行方不明者の搜索、遺体の收容、埋葬等を実施する。

7 交通規制の実施

第2編第2章第16節「交通応急対策計画」により、警察等各関係機関と協力して、必要な交通規制を実施する。

8 ヘリコプターの要請

航空災害の規模や収集した被害情報から判断して必要がある場合は、第2編第2章第9節「ヘリコプター等活用計画」により出動を要請する。

9 自衛隊派遣要請

航空災害時における自衛隊派遣要請については、第2編第2章第7節「自衛隊派遣要請依頼及び派遣活動計画」により実施する。

10 広域応援要請

災害の規模により単独では十分な災害応急対策を実施できない場合は、「北海道広域消防相互応援協定」等に基づき、道及び他の市町村に対して応援を要請する。

第3節 鉄道災害対策計画

鉄軌道における列車の衝突等により多数の死傷者を伴う大規模な事故（以下「鉄道災害」という。）が発生した場合に、災害の拡大を防止し、被害の軽減を図るとともに、輸送の確保を図るため、町は、防災関係機関との連携を平常時から密にしておくことが必要である。

第1 災害予防計画

1 情報通信手段の整備

- (1) 災害発生時に直ちに災害情報連絡ができるよう通信手段の整備を図る。
- (2) 災害情報の収集を行うとともに、把握した情報について迅速に他の関係機関に連絡し、情報の確認、共有化ができるよう体制づくりを図る。

2 災害広報体制の整備

災害応急対策の実施に当たり、正確な情報を迅速に提供し、被災者、被災者の家族及び地域住民等の混乱を防止するため、災害広報体制の整備充実を図る。

第2 災害応急対策計画

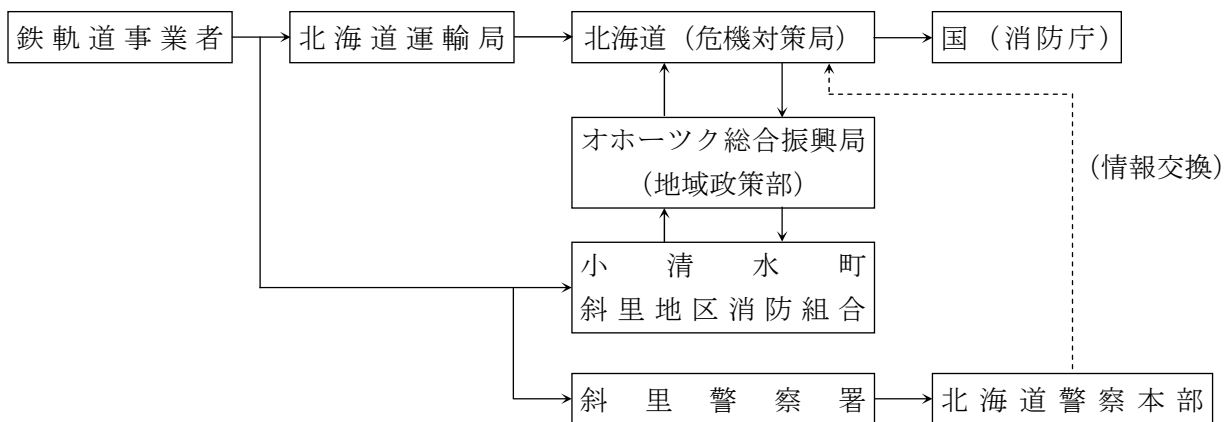
1 情報通信の実施

鉄道災害が発生し、又は発生するおそれがある場合の情報の収集及び通信等は、次により実施する。

(1) 情報通信連絡系統

情報通信連絡系統は、次のとおりとする。

情報通信連絡系統図



(2) 実施事項

災害発生時に直ちに災害情報連絡のための通信手段を確保し、災害情報の収集に努めるとともに、把握した情報については迅速に関係機関等に連絡し、情報の共有化、応急対策の調整等

を行う。

2 災害広報の実施

正確な情報を迅速に提供することにより混乱の防止を図るため、被災者の家族及び地域住民等に対して行う災害広報は、第2編第2章第4節「災害広報・情報提供計画」によるほか、次により実施する。

- (1) 鉄道災害の状況
- (2) 家族等、旅客及び乗務員等の安否情報
- (3) 医療機関等の情報
- (4) 町及び防災関係機関の応急対策に関する情報
- (5) 施設等の復旧の見通し
- (6) 避難の必要性など、地域に与える影響
- (7) その他必要な事項

3 応急活動体制の確立

鉄道災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、円滑・迅速な応急対策の実施を図るため、第1編第3章第4節「職員の動員計画」により災害対策本部を設置する等、応急活動体制を確立する。

4 救助救出活動

鉄道災害時における救助・救急活動については、第2編第2章第10節「救助救出計画」により実施する。

5 医療救護活動

鉄道災害時における医療救護活動については、第2編第2章第11節「医療救護計画」によるほか、鉄軌道業者も災害発生直後における救護活動に努めるとともに、防災関係機関による迅速かつ、的確な救護が行われるよう協力する。

6 行方不明者の捜索及び遺体の収容等

第2編第2章第27節「行方不明者の捜索及び遺体の収容処理埋葬計画」により、行方不明者の捜索、遺体の収容、埋葬等を実施する。

7 交通規制の実施

災害の拡大防止及び交通の確保のため、第2編第2章第16節「交通応急対策計画」により、警察等各防災関係機関と協力して、必要な交通規制を実施する。

8 ヘリコプターの要請

鉄道災害の規模や収集した被害情報から判断して必要がある場合は、第2編第2章第9節「ヘリコプター等活用計画」により出動を要請する。

9 自衛隊派遣要請

災害の規模や収集した被害情報から判断して必要がある場合には、第2編第2章第7節「自衛隊派遣要請依頼及び派遣活動計画」により、自衛隊に対して災害派遣を要請する。

10 広域応援要請

災害の規模により単独では十分な災害応急対策を実施できない場合は、「北海道広域消防相互応援協定」等に基づき、道及び他の市町村に対して応援を要請する。

第4節 道路災害対策計画

道路構造物の被災又は道路における車両の衝突等により、大規模な救急救助活動や、消火活動等が必要とされる災害（以下「道路災害」という。）が発生した場合、早期に初動体制を確立して、その拡大を防御し、被害の軽減を図る必要がある。

第1 災害予防計画

1 情報通信手段の整備

- (1) 災害発生時に直ちに災害情報連絡ができるよう通信手段の整備を図る。
- (2) 災害情報の収集を行うとともに、把握した情報について迅速に他の関係機関に連絡し、情報の確認、共有化ができるよう体制づくりを図る。

2 災害広報体制の整備

災害応急対策の実施に当たり、正確な情報を迅速に提供し、地域住民等の混乱を防止するため、災害広報体制の整備充実を図る。

第2 災害応急対策計画

1 情報通信の実施

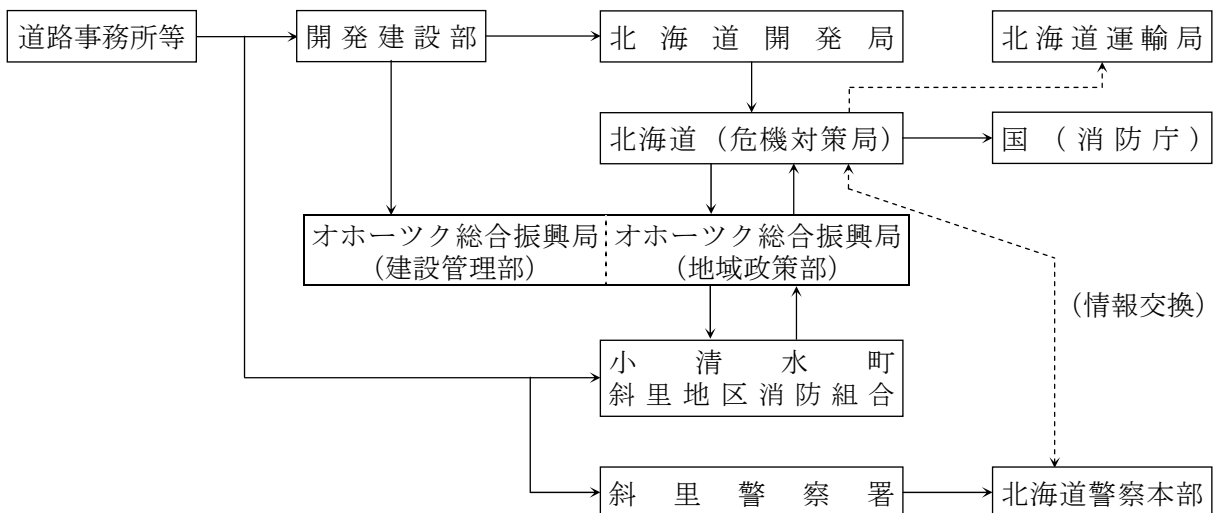
道路災害が発生し、又は発生するおそれがある場合の情報の収集及び通信等は、次により実施する。

(1) 情報通信連絡系統

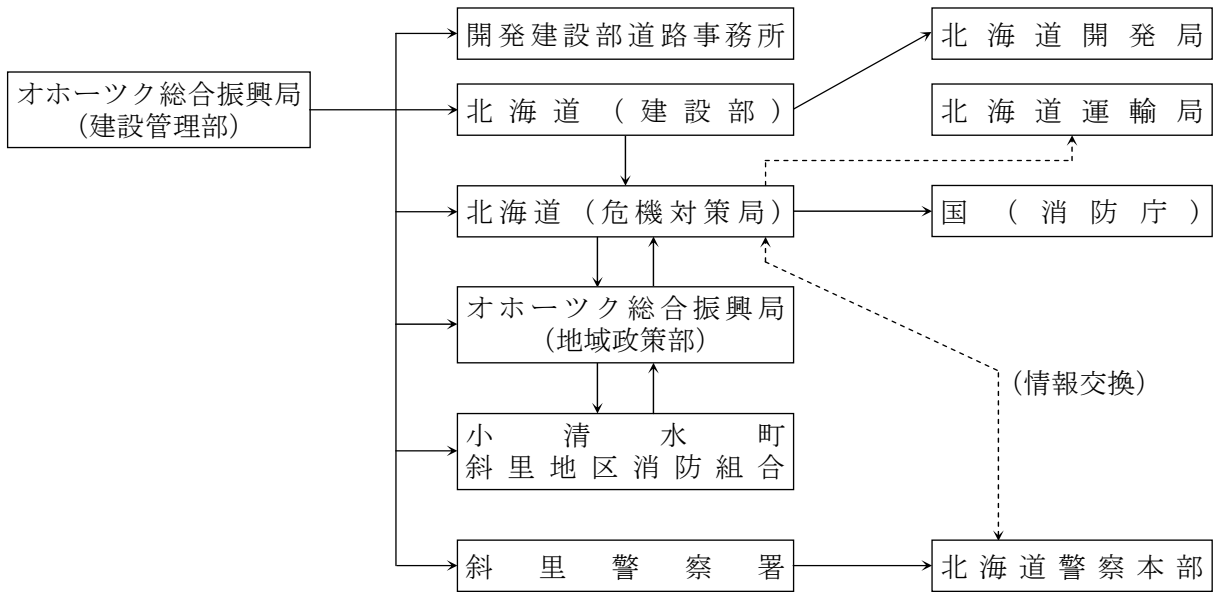
情報通信連絡系統は、次のとおりとする。

情報通信連絡系統図

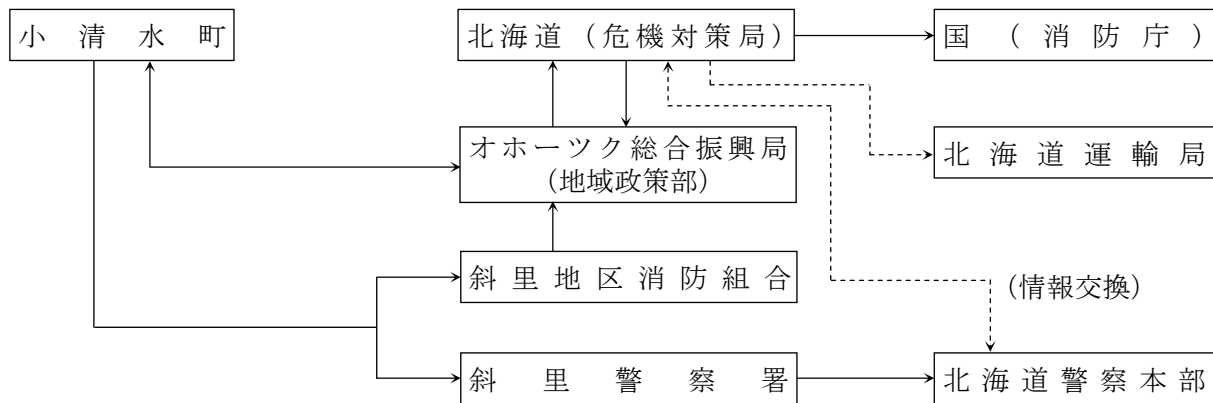
ア 国の管理する道路の場合



イ 道の管理する道路の場合



ウ 町の管理する道路の場合



(2) 実施事項

災害発生時に直ちに災害情報連絡のための通信手段を確保し、災害情報の収集に努めるとともに、把握した情報については迅速に他の関係機関に連絡し、情報の共有化、応急対策の調整等を行う。

2 災害広報の実施

正確な情報を迅速に提供することにより混乱の防止を図るため、被災者の家族、道路利用者及び地域住民等に対して行う災害広報は、第2編第2章第4節「災害広報・情報提供計画」によるほか、次により実施する。この場合において、道路管理者及び防災関係機関は、次の情報を正確に、きめ細かく、適切に提供する。

- (1) 道路災害の状況
- (2) 家族等、被災者等の安否情報
- (3) 医療機関等の情報

- (4) 町及び防災関係機関の応急対策に関する情報
- (5) その他必要な事項

3 応急活動体制の確立

道路災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、円滑・迅速な応急対策の実施を図るため、第1編第3章第4節「職員の動員計画」により災害対策本部を設置する等、応急活動体制を確立する。

4 救助救出活動

道路災害時における救助救出活動については、第2編第2章第10節「救助救出計画」により実施する。

5 医療救護活動

道路災害時における医療救護活動については、第2編第2章第11節「医療救護計画」によるほか、道路管理者も、防災関係機関による迅速、かつ、的確な救護の初期活動が行われるよう協力する。

6 行方不明者の搜索及び遺体の收容等

第2編第2章第27節「行方不明者の搜索及び遺体の收容処理埋葬計画」により、行方不明者の搜索、遺体の收容、埋葬等を実施する。

7 交通規制の実施

道路災害時における交通規制については、第2編第2章第16節「交通応急対策計画」によるほか、次により実施する。

(1) 斜里警察署

道路災害地に通じる道路及び周辺道路等において、災害の拡大防止及び交通の確保のため必要な交通規制を行う。

(2) 道路管理者

自己の管理する道路において、災害の拡大防止及び交通の確保のため必要な交通規制を行う。

8 危険物流出対策

道路災害により危険物の流出が認められたときは、防災関係機関と協力し、直ちに防除活動、避難誘導活動を行い、危険物による二次災害の防止に努める。

9 ヘリコプターの要請

道路災害の規模や収集した被害情報から判断して必要がある場合は、第2編第2章第9節「ヘリコプター等活用計画」により出動を要請する。

10 自衛隊派遣要請

災害の規模や収集した被害情報から判断して必要がある場合には、第2編第2章第7節「自衛隊派遣要請依頼及び派遣活動計画」により、自衛隊に対して災害派遣を要請する。

11 広域応援要請

災害の規模により単独では十分な災害応急対策を実施できない場合は、「北海道広域消防相互応援協定」等に基づき、道及び他の市町村に対して応援を要請する。

第5節 危険物等災害対策計画

危険物等（危険物、火薬類、高圧ガス、毒物・劇物、放射性物質）の漏洩・流出、火災、爆発等により、死傷者が多数発生するなどの災害（以下「危険物等災害」という。）が発生した場合、町は、災害の拡大を防止し、被害の軽減を図るため、適切かつ迅速な防災活動を実施し、周辺住民等に被害を及ぼさないよう努める。

第1 災害予防計画

1 危険物施設等の把握

消防は、火災予防上の観点から事業所の実態を把握し、消防設備等の保守管理、防火管理者等により自主保安体制の確立等適切な指導を行う。町内の危険物施設等については、「危険物施設一覧」（資料8-1）参照のこと。

2 情報通信手段の整備

- (1) 災害発生時に直ちに災害情報連絡ができるよう通信手段の整備を図る。
- (2) 災害情報の収集を行うとともに、把握した情報について迅速に他の関係機関に連絡し、情報の確認、共有化ができるよう体制づくりを図る。

3 災害広報体制の整備

災害応急対策の実施に当たり、正確な情報を迅速に提供し、地域住民等の混乱を防止するため、災害広報体制の整備充実を図る。

第2 災害応急対策計画

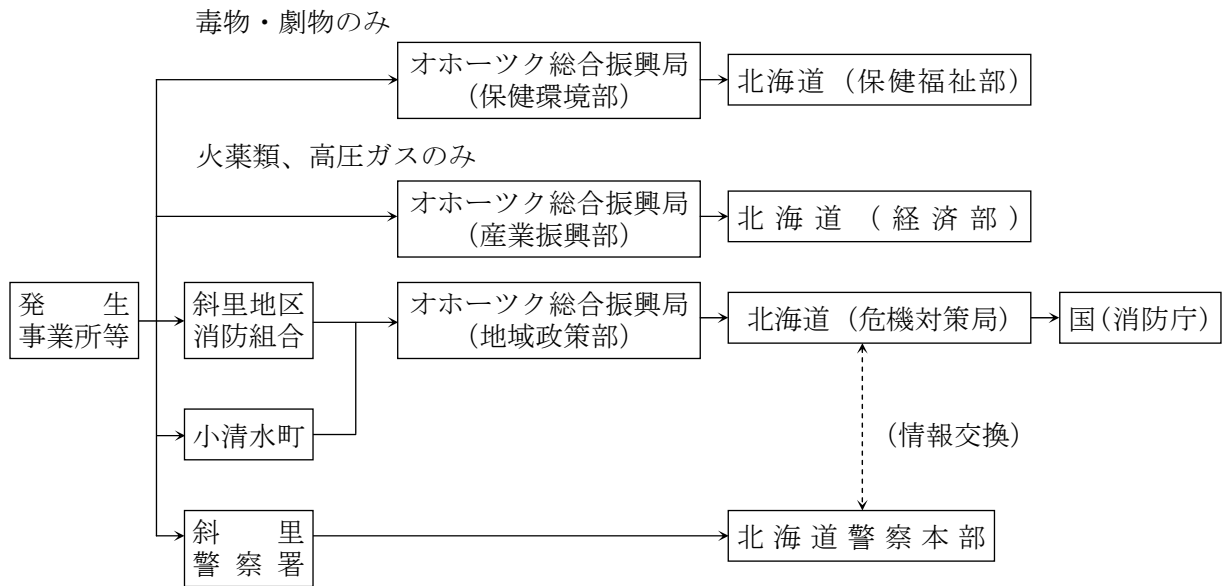
1 情報通信の実施

危険物等災害が発生し、又は発生するおそれがある場合の情報の収集及び通信等は、次により実施する。

(1) 情報通信連絡系統

情報通信連絡系統は、次のとおりとする。

情報通信連絡系統図



(2) 実施事項

災害発生時に直ちに災害情報連絡のための通信手段を確保し、災害情報の収集に努めるとともに、把握した情報については迅速に関係機関等に連絡し、情報の共有化、応急対策の調整等を行う。

2 災害広報の実施

正確な情報を迅速に提供することにより混乱の防止を図るため、被災者の家族、地域住民等に対して行う災害広報は、第2編第2章第4節「災害広報・情報提供計画」によるほか、次により実施する。この場合において、町、事業者及び危険物等取扱規制担当機関は、次の情報を正確に、きめ細かく、適切に提供する。

- (1) 災害の状況
- (2) 家族等、被害者の安否情報
- (3) 危険物等の種類、性状など人体・環境に与える影響
- (4) 医療機関等の情報
- (5) 町及び防災関係機関の実施する応急対策の概要
- (6) 避難の必要性等、地域に与える影響
- (7) その他必要な事項

3 応急活動体制の確立

危険物等災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、円滑・迅速な応急対策の実施を図るため、第1編第3章第4節「職員の動員計画」により災害対策本部を設置する等、応急活動体制を確立する。

4 災害拡大防止

危険物等による災害の拡大防止を図るため、爆発性・引火性・有毒性等の危険物等の性状を十分に把握し、危険物の流出・拡散の防止、流出した危険物等の除去、環境モニタリングをはじめ、事業者に対する応急措置命令、危険物等関係施設の緊急使用停止命令など、災害の拡大防止を図るため適切な応急対策を講ずる。

5 消防活動

第2編第2章第12節「消防計画」の定めるところによるほか、次により実施する。

- (1) 斜里地区消防組合は、事業者との緊密な連携を図り、化学消火薬剤、中和剤、ガス検知器等を活用し、危険物等の性状にあった適切な消防活動を実施するものとする。
- (2) 町は、斜里地区消防組合と連携して、消防活動の円滑化を図るため、必要に応じて消防警戒区域を設定する。
- (3) 事業者は、斜里地区消防組合の現場到着までの間に、自衛消防組織等によりその延焼拡大を最小限度に抑える等消防活動に努めるものとする。

6 避難措置

町は、防災関係機関と協力し、人命の安全を確保するため、第2編第2章第5節「避難対策計画」により、爆発性、引火性、有毒性といった危険物等の特殊性を考慮し、必要な避難措置を実施する。

7 救助救出活動

危険物等災害時における救助救出活動については、第2編第2章第10節「救助救出計画」により実施する。

8 医療救護活動

危険物等災害時における医療救護活動については、第2編第2章第11節「医療救護計画」により実施する。

9 交通規制の実施

危険物等災害時における交通規制については、第2編第2章第16節「交通応急対策計画」により実施する。

10 ヘリコプターの要請

危険物等災害の規模や収集した被害情報から判断して必要がある場合は、第2編第2章第9節「ヘリコプター等活用計画」により出動を要請する。

11 自衛隊派遣要請

災害の規模や収集した被害情報から判断して必要がある場合には、第2編第2章第7節「自衛隊派遣要請依頼及び派遣活動計画」により、自衛隊に対して災害派遣を要請する。

12 広域応援要請

災害の規模により単独では十分な災害応急対策を実施できない場合は、「北海道広域消防相互応援協定」等に基づき、道及び他の市町村に対して応援を要請する。

第6節 大規模な火災対策計画

死傷者が多数発生する等大規模な火災が発生した場合に、早期に初動体制を確立して、その拡大を防御し、被害の軽減を図るため、町は、防災関係機関と連携して、適切かつ迅速な防災活動の実施に努める。

第1 災害予防計画

1 大規模な火事災害に強いまちづくり

延焼拡大の防止を図るため、建築物や公共施設の不燃化、空地・緑地等の連続的な配置による延焼遮断帯の形成、防火地域及び準防火地域の的確な指定等により、大規模な火事災害に強いまちづくりを推進する。

2 火災発生、被害拡大危険区域の把握

災害応急対策の円滑な実施を図るため、火災発生及び延焼拡大の危険性のある区域を把握の上、被害想定を作成するよう努める。

3 予防査察の実施

多数の人が出入りする病院、事業所等の防火対象物に対して、消防法（昭和23年法律第186号）に基づく消防用設備等の整備促進、保守点検の実施及び適正な維持管理について指導する。

4 防火管理者制度の推進

防火管理に関する講習会を開催し、防火管理者の知識の向上を図るとともに、防火管理者を定めるべき防火対象物における自衛消防体制の強化を図るため、防火管理者の選任及び消防計画の作成、消防訓練の実施等について指導する。

5 防火思想の普及

年2回（春、秋期）の全道火災予防運動、防災週間等を通じて、各種広報媒体を活用することにより、住民の防火思想の普及、高揚を図る。また、高齢者宅の防火訪問を実施する等災害時要援護者対策に十分配慮する。

6 自主防災組織の育成強化

地域の自主防災組織、婦人防火クラブ等の民間防火組織の設置及び育成指導の強化を図り、初期消火訓練等の自主的・火災予防運動の実践を推進する。

7 消防水利の確保

同時多発火災や消火栓の使用不能等に備えて、防火水槽の配備、海水・河川水の活用等により、消防水利の多様化及び確保に努める。

8 消防体制の整備

消防職団員の非常招集方法、消火部隊の編成及び運用、消防用機械・資機材の整備、災害時の情報通信手段等について十分に検討を行い、大規模な火事災害の対応力を高めることとする。

9 防災訓練の実践

関係機関、地域住民等と相互に連携して実践的な消火・救助・救急等の訓練を実施し、災害時の活動手順、関係機関との連携等について徹底を図るとともに、訓練後には評価を行い、必要に応じ体制等の改善を行う。

10 火災警報

町長は、北海道から火災気象通報を受けたとき、又は気象の状況が火災警報発令条件となり、火災予防上危険であると認めるときは、消防法第22条に基づく火災警報を発令する。

11 情報通信手段の整備

- (1) 災害発生時に直ちに災害情報連絡ができるよう通信手段の整備を図る。
- (2) 災害情報の収集を行うとともに、把握した情報について迅速に他の関係機関に連絡し、情報の確認、共有化ができるよう体制づくりを図る。

12 災害広報体制の整備

災害応急対策の実施に当たり、正確な情報を迅速に提供し、被災者の家族及び住民等の混乱を防止するため、災害広報体制の整備充実を図る。

第2 災害応急対策計画

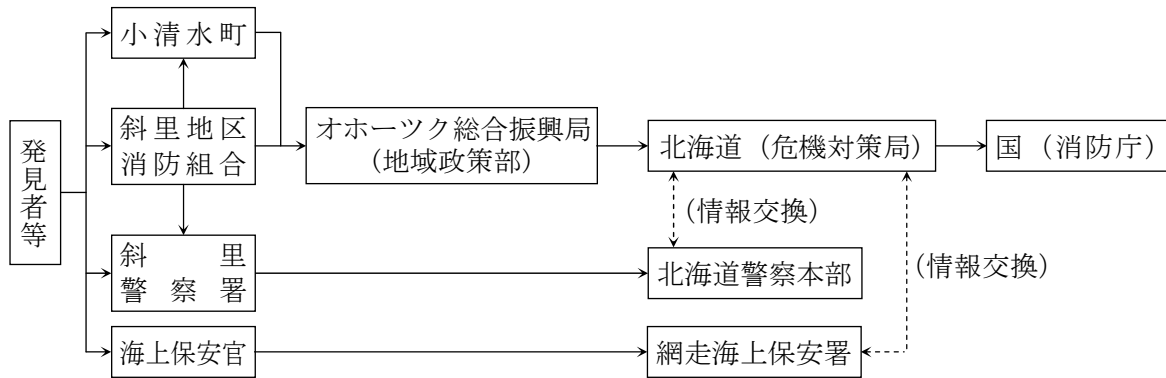
1 情報通信の実施

大規模な火事災害が発生し、又は発生するおそれがある場合の情報の収集及び通信等は、次により実施する。

(1) 情報通信連絡系統

情報通信連絡系統は、次のとおりとする。

情報通信連絡系統図



(2) 実施事項

災害発生時に直ちに災害情報連絡のための通信手段を確保し、災害情報の収集に努めるとともに、把握した情報については迅速に関係機関等に連絡し、情報の共有化、応急対策の調整等を行う。

2 災害広報の実施

災害応急対策の実施に当たり、正確な情報を迅速に提供することにより混乱の防止を図るため、被災者の家族等、地域住民等に対して行う災害広報は、第2編第2章第4節「災害広報・情報提供計画」によるほか、次により実施する。この場合において、町、事業者及び危険物取扱規制担当機関は、次の情報を正確に、きめ細かく、適切に提供する。

- (1) 災害の状況
- (2) 家族等、被災者の安否情報
- (3) 医療機関等の情報
- (4) 町及び防災関係機関の応急対策に関する情報
- (5) 避難の必要性など、地域に与える影響
- (6) その他必要な事項

3 応急活動体制の確立

大規模な火事災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、円滑・迅速な応急対策の実施を図るため、第1編第3章第4節「職員の動員計画」により災害対策本部を設置する等、応急活動体制を確立する。

4 消防活動

町は、斜里地区消防組合と連携を密にして、人命の安全確保と延焼防止を基本として、第2編第2章第12節「消防計画」の定めるところによるほか、次により消防活動を行う。

- (1) 現場活動情報等の連絡整理を行い、速やかに火災の状況を把握する。
- (2) 避難場所・避難通路の確保及び重要かつ危険度の高い箇所・地域を優先しながら活動を実施

する。

(3) 消火、飛火警戒等においては、近隣住民等の協力を得て、効果的な活動を実施する。

5 避難措置及び救助救出活動並びに医療救護活動

町及び防災関係機関は、人命の安全を確保するため、第2編第2章第5節「避難対策計画」、第2編第2章第10節「救助救出計画」及び第2編第2章第11節「医療救護計画」により、爆発性、引火性、有毒性といった危険物等の特殊性を考慮し、必要な避難措置及び被災者の救助救出並びに医療救護活動を実施する。

6 交通規制の実施

大規模な火事災害時における交通規制については、第2編第2章第16節「交通応急対策計画」により実施する。

7 ヘリコプターの要請

大規模な火事災害の規模や収集した被害情報から判断して必要がある場合は、第2編第2章第9節「ヘリコプター等活用計画」により出動を要請する。

8 自衛隊派遣要請

災害の規模や収集した被害情報から判断して必要がある場合には、第2編第2章第7節「自衛隊派遣要請依頼及び派遣活動計画」により、自衛隊に対して災害派遣を要請する。

9 広域応援要請

災害の規模により単独では十分な災害応急対策を実施できない場合は、「北海道広域消防相互応援協定」等に基づき、道及び他の市町村に対して応援を要請する。

第3 災害復旧・復興対策計画

大規模な火事災害により、地域の壊滅又は社会経済活動への甚大な被害が生じた場合、町は、被災の状況、地域の特性、被災者の意向等を勘案し、関係機関との密接な連携の下、第2編第3章「災害復旧・被災者援護計画」により、迅速かつ円滑に復旧を進める。

第7節 林野火災対策計画

林野火災は、ひとたび発生すると地形、水利、交通等の関係から消火作業は困難を極め、大規模火災となるおそれがある。また、発生原因のほとんどが人為的なものによることから、町は、防災関係機関等とそれぞれ相互に協力し、林野火災を未然に防止するため、必要な予防対策を実施するとともに、気象状況等により、林野火災発生のおそれがある場合においては、広報等により住民等に注意を喚起する。

また、林野火災発生時においては、防災関係機関が連携して、初期消火、延焼拡大防止に努めるとともに、速やかな情報の収集、状況分析を行い、必要に応じて、広域航空応援等の要請等、迅速かつ的確な消防活動を行う。

このほか、林野火災により荒廃した箇所において、二次災害の防止を図る。

第1 災害予防計画

1 実施機関及び協力機関

林野火災の予防対策を推進するため、小清水町林野火災予消防対策協議会を設け、構成機関相互の連絡、情報交換計画の実施及び指導等、予消防対策の円滑なる実施を図るものとする。

(1) 実施機関

小清水町、斜里地区消防組合消防本部（署）、消防団、網走南部森林管理署、北見道有林管理センター、網走地区森林組合、斜里警察署、小清水警察官駐在所、浜小清水警察官駐在所

(2) 協力機関

オホーツク総合振興局、小清水町森林愛護組合、網走地方气象台、小清水町教育委員会、小清水町、小清水町内小中学校、道立小清水高等学校、小清水町観光協会、森林保全巡視員、自然保護監視員、鳥獣保護員、陸上自衛隊美幌駐屯地

2 気象情報対策

林野火災の発生及び広域化は、気象条件が極めて大きな要因であるため、警報、注意報並びに情報等を的確に把握し、予防の万全を期すため、次により情報の連絡体制を確立するものとする。

(1) 火災気象通報（林野火災気象通報を兼ねる）

町は、火災気象通報を受理したときは、迅速に関係機関及び一般住民に対して伝達するものとする。なお、林野火災気象通報は、火災気象通報により網走地方气象台が発表及び終了の通報を行う。

(2) 伝達系統

発表された通報の伝達系統は、小清水町林野火災予消防対策協議会で定める気象情報伝達系

統により行う。

3 林野火災に強い地域づくり

(1) 一般入林者に対する対策

登山、ハイキング、山菜採り、魚釣り等で入林する者に対する対策として、次の事項を推進する。

ア 入林者には、掲示板等により山火事警防思想の啓発をする。

イ 火災警報発令時及び乾燥のはなはだしい時は、一般入林者の入林を禁止する。

ウ 入林者は、巡視員、監視員の指示に従うよう指導する。

(2) 非常警戒対策

次の場合は、非常警戒として一般者の入林、火入れ、ごみ焼きを禁止し、巡視の強化を図る。

ア 実効湿度60%以下であって、最低湿度40%を下り最大風速が7mを超える見込みのとき。

イ 平均風速10m以上の風が、1時間以上連続して吹く見込みのとき。

ウ 連続して5日以上降雨のないとき。

(3) 火入れ・ごみ焼き対策

火入れ・ごみ焼きについては、次の事項を重点として指導の徹底を図る。

ア 林野火入れ規則の徹底

火入れ、ごみ焼きの無届け実施の絶無を期するため、規則の内容を一般に周知徹底させる。

イ 火入れ等については、万全を期し可能な限り共同火入れをすること。

ウ 火入れ許可の附帯条件を励行させること。

エ 火入れ許可書、ごみ焼承認書と同時に許可旗を交付するので、必ず掲揚の上、実施すること。

オ 火災警報発令、又は気象状況の急変の際は、一切の火入れを中止すること。

カ 火入れ跡地の完全消火を図り、責任者の確認を受けるよう指導すること。跡地には、状況に応じ一週間ぐらいの監視を励行させること。

キ 春、造林を実施するときには、でき得る限り前年の夏から秋に火入れ地ごしらえをして、火災危険期には火入れをしないよう指導すること。

ク ごみ焼きについても、危険期間中、特に気象条件を十分留意して実施するよう指導すること。

ケ 火入れ方法等については、町、消防署、森林管理署、道有林管理センター、森林組合、オホーツク総合振興局等がこれを指導する。

(4) 林内事業者対策

林内において事業を営むものは、実施期間中、次の体制を整え予防の万全を図る。

ア 林内事業者は、火気取扱責任者を定め、かつ事業区域内に巡視員を配置して警戒体制を図る。

イ 事業箇所には、火気取扱責任者の指定する喫煙所並びにたき火、ごみ焼却場を設け標識及び消火設備を完備すること。

ウ 火気取扱責任者は、あらかじめ事業箇所内の連絡系統を定め、関係機関との連絡に万全を図る。

エ 鉱山、道路整備、その他事業者は事業区域内より失火することのないよう森林所有者と協議して、万全の予防措置を講ずる。

(5) 機械力導入に対する予防対策

チェンソー、刈払機、林業機械の使用については、次の事項に留意すること。

ア 燃料、又は引火性薬剤のある付近では、絶対に火気を使用しないこと。

イ 機械に燃料を補給するときは、必ずスイッチを切りエンジンを止め安全な状態にしてじょうご、くた付容器等により補給すること。

ウ ごみ、油等による外部の汚れ、マフラーの汚れ、スパークプラグの配線ゆるみ等の点検整備を励行すること。

エ 失火時の対策として、現地に小型消火器を持参すること。

(6) 民有林対策

森林組合・森林所有者は、自己の所有林野内より火災が起きないように対策を樹立し、防火の万全を期する。

(7) 森林愛護組合の協力

森林愛護組合は、本町における山火事予防の中核体をなすものであるから、町及び関係機関は、森林愛護組合の協力を要請し、予防の万全を図る。

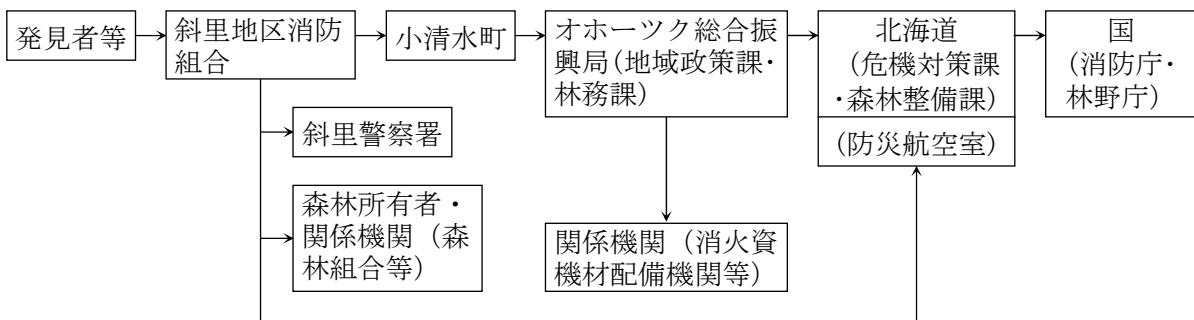
第2 災害応急対策計画

1 林野火災消防対策

林野火災は、短時間に最も容易に消火し、火災の拡大防止に努めることにあるので、消火体制の強化を図り一朝有事の際は、あらゆる手段を講じて消火に努める。

山火事発生の通報系統は次による。

山火事発生通報系統図



(1) 消防署(団)及び森林愛護組合等は、山火事に備えて機械器具等を整備して出動体制を確立する。

- (2) 町、森林管理署、道有林管理センター、森林組合は、消火作業について関係機関の協力を求めてその指導に当たる。

2 災害広報の実施

正確な情報を迅速に提供することにより混乱の防止を図るため、被災者の家族等、地域住民等に対して行う災害広報は、第2編第2章第4節「災害広報・情報提供計画」によるほか、次により実施する。この場合において、町及び防災関係機関は、次の情報を正確に、きめ細かく、適切に提供する。

- (1) 災害の状況
- (2) 家族等、被災者の安否情報
- (3) 医療機関等の情報
- (4) 町及び防災関係機関の応急対策に関する情報
- (5) 避難の必要性など、地域に与える影響
- (6) その他必要な事項

3 応急活動体制の確立

林野火災が発生し、又は発生するおそれがある場合、円滑・迅速な応急対策の実施を図るため、第1編第3章第4節「職員の動員計画」により災害対策本部を設置する等、応急活動体制を確立する。

4 消防活動

町は、斜里地区消防組合と連携を密にして、人命の安全確保と延焼防止を基本として、第2編第2章第12節「消防計画」の定めるところによるほか、次により消防活動を実施する。

- (1) 林野火災防御図の活用、適切な消火部隊の配置、関係団体の出動協力等により、効果的な地上消火を行う。
- (2) 住家への延焼拡大の危険性がある場合、林野火災が広域化する場合等には、第2編第2章第9節「ヘリコプター等活用計画」に基づく道消防防災ヘリコプターの要請等により空中消火を実施する。

5 避難措置

町は、人命の安全を確保するため、関係機関と協力し、第2編第2章第5節「避難対策計画」により、必要な避難措置を実施する。

6 救助・救急活動

林野火災発生時における救助・救急活動については、第2編第2章第10節「救助救出計画」により実施する。

7 医療救護活動

林野火災発生時における医療救護活動については、第2編第2章第11節「医療救護計画」により実施する。

8 交通規制の実施

林野火災時における交通規制については、第2編第2章第16節「交通応急対策計画」により実施する。

9 ヘリコプターの要請

林野火災の規模や収集した被害情報から判断して必要がある場合は、第2編第2章第9節「ヘリコプター等活用計画」により出動を要請する。

10 自衛隊派遣要請

災害の規模や収集した被害情報から判断して必要がある場合には、第2編第2章第7節「自衛隊派遣要請依頼及び派遣活動計画」により、自衛隊に対して災害派遣を要請する。

11 広域応援要請

災害の規模により単独では十分な災害応急対策を実施できない場合は、「北海道広域消防相互応援協定」等に基づき、道及び他の市町村に対して応援を要請する。

12 二次災害の防止活動

- (1) 林野火災により流域が荒廃した地域の下流部においては、土石流等の二次災害が発生するおそれがあることについて十分留意して二次災害の防止に努める。
- (2) 町は、道と連携し、降雨等による二次的な土砂災害防止施策として専門技術者を活用して、土砂災害等の危険箇所の点検等を行う。その結果、危険性が高いと判断された箇所については、関係住民への周知を図り、応急対策を行うとともに、警戒避難体制の整備を行うものとし、可及的速やかに砂防施設、治山施設、地すべり防止施設等の整備を行う。